

アパートを借りようと思うが契約をするときの 注意点を知りたい！

【相談】

卒業を期に独立してアパートを借りたい。家賃、場所、部屋の
大きさや間取り、周りの環境などがチェックポイントだと思うが
実際に契約をするときの注意点を知りたい。(20代、男性)



【ポイント】 「重要事項」の説明を聞き、契約書を交わして賃貸借契約を締結します。説明の内容や契約書の記載内容を確認し、わからないところはよく聞いて、納得してから契約をしましょう。契約が成立すると、仲介手数料、敷金、礼金、前家賃などの支払いも発生するので、慎重に行いましょう。

ア ド バ イ ス

- 部屋探しのコツは時間に余裕を持って情報を収集し、実際に借りる部屋を見て、状況を確認することです。多くは不動産業者が仲介をしますが、急がせたり、契約前に金銭の支払いを強要する業者には注意が必要です。
- 賃貸借契約をする前に、宅地建物取引士（注1）から重要事項の説明を受けます。用語や内容に疑問点があれば説明を求め、更新料、更新手続費用、退去時の敷金返還やハウスクリーニング、修理負担箇所、退去予告の期間について、どのように記載されているか確認し、借主に不利な内容があれば、内容の変更を求め、契約を再考しましょう。
- 入居する際には、退去時の敷金返還や修理代のトラブルに備えて、家主と不動産業者、借主の三者で室内の点検をして、汚れや破損があれば写真や覚書にして各自が保管しましょう。修理が必要であれば直ぐに対応を求めましょう。実際には家主が直接関わらないことも多くあります。その場合は、不動産業者にしっかりと話をしましょう。

◎わからないことや不安なことがあったら、

八王子市消費生活センター（相談専用電話 631 - 5455）にご相談ください。

（東京暮らしWEBHPより一部引用）

（注1）宅地建物取引業法の改正により平成27年4月1日から「宅地建物取引主任者」の名称が宅地建物取引士に改称されました。

また、不動産業者は入居予定者に重要事項を説明することが定められています。

無料 弁護士相談「多重債務 110 番」(事前申込が必要です。)

市内在住・在勤・在学の方を対象に弁護士相談「多重債務 110 番」を実施します。

なお、相談時間はひとり 30 分以内、予約制・無料。先着順で 4 名まで受け付けます。



期 日	時 間	会 場	予 約 受 付
3 月 6 日(月)	14:00~16:00	消費生活センター	2月15日(水)から
3 月 7 日(火)	14:00~16:00	八王子駅南口総合事務所	電話で消費生活センターへ

☆「多重債務」のご相談は、消費生活センターの消費生活相談でもお受けしています。

ご相談は、電話又は来所(ただし、3月7日(火)を除く。)で消費生活センターへ。

「若者の消費者トラブル 110 番」



市内在住・在勤・在学の 29 歳以下の方を対象に、SNS を使用した悪質商法などの消費者トラブルに関する相談を電話又は来所でお受けします。

期 日	相 談 時 間	相 談 場 所
3 月 13 日(月)	9:00~16:30	消費生活センター
3 月 14 日(火)		

上記、相談の予約受付・相談は、電話 042-631-5455 へ

消費生活啓発推進委員を募集中

詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

本市の消費者施策への協力のほか、消費生活に関する啓発活動を行う消費生活啓発推進委員を募集しています。

主な活動は、定例会(12回)への出席、消費生活フェスティバルの運営、生涯学習フェスティバル・環境フェスティバルと東京都消費者月間事業のイベント等への出展・参加などさまざまな形で啓発活動をしていただきます。

対象:市内在住で20歳以上の方 任期:平成29年4月から2年間 謝礼:なし

八王子市消費生活センター

相談受付日時:月~土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

※クリエイトホール臨時休館日は電話相談のみ

午前9時~午後4時30分



(相談専用電話) **042-631-5455**

*相談は無料、秘密は厳守します。

*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

八王子市消費生活センター (開館:午前8時30分~午後5時)

〒192-0082 東町5-6 クリエイトホール 地下1階

☎631-5456 FAX643-0025